

那珂川市療育事業等業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、那珂川市が設置する療育センターにじいろキッズにおいて、市内に在住する発達障がい等心身の発達に遅れがある、またはそのおそれがある乳幼児及び児童生徒（以下「乳幼児等」という。）とその保護者に対し、早期療育及び相談支援を実施することや、乳幼児等を取り巻く地域社会を対象に子どもの心身発達に関する啓発を通して予防的取り組みを行うことにより、乳幼児等の円滑な日常生活及び社会生活の促進を図ることを目的とする。

2 募集内容

(1) 事業名

那珂川市療育事業等業務委託

(2) 業務内容・履行場所

「那珂川市療育事業等業務委託仕様書」のとおり

(3) 事業期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(4) 委託限度額

222,916,415円（消費税及び地方消費税相当額含む）を上限として見積もること

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所（児童発達支援センター）としての事業所指定を福岡県または福岡市から受けている社会福祉法人であること。
- (2) 過去に5年以上の児童福祉法に基づく児童発達支援に係る業務実績があること。
- (3) 令和7年度から令和11年度までの5年間の業務委託が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の事業者でないこと。
- (7) 那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15条）第6条に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

項目	日程
指名業者等選定委員会審議	令和6年10月15日(火)
公告日(公募開始)	令和6年10月22日(火)
応募予定者の現場確認申込受付期限	令和6年10月29日(火)17時必着
応募予定者の現場確認期間終了	令和6年10月31日(木)
参加申請書等及び質問書の提出期限	令和6年11月6日(水)17時必着
質問回答	令和6年11月8日(金)(予定)
企画提案書等の提出期限	令和6年11月28日(木)17時必着
一次審査(書類審査)	令和6年12月2日(月)～4日(水)
一次審査結果通知	令和6年12月5日(木)(予定)
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和6年12月19日(木)
二次審査結果通知	令和6年12月27日(金)
契約内容決定・契約締結	令和7年1月中旬

※実施期日については変更することもあるため、別途参加者へ通知する。

5 提出書類等

提出書類はすべて片面印刷で、日本工業規格A4用紙を使用すること。

(1) 書類の配布

- ア 配布期間 公告日以降企画提案書等の提出期限日まで
- イ 配布場所 那珂川市公式ホームページからダウンロード

(2) 参加申請書等の提出

ア 提出書類

- ①参加申請書兼誓約書(様式1)
- ②「児童福祉法に基づく児童発達支援に係る業務実績一覧(任意様式)」
 - ※一覧には、3 参加資格要件の(2)に係る内容(事業名、事業実施期間、事業内容、従事者数等)を記載すること。
- ③「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所(児童発達支援センター)としての事業所指定を福岡県または福岡市から受けている証明(写し)」
- ④法人全体の決算報告書(直近1年分)
- ⑤暴力団等の排除に関する誓約書(様式2)
- ⑥市町村税に滞納がないことの証明書
- ⑦税務署が発行する国税に滞納がないことの証明書
- ※⑥⑦の各証明書は、提出3ヶ月以内に発行されたものに限る(写し可)

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和6年11月6日(水)17時まで

エ 提出方法

直接持参(平日の8時30分から17時まで)または郵送(書留扱い、提出期限内必着)

※持参の場合は、予約のため子育て支援課まで電話連絡すること。確認のための所要時

間は 30 分程度を予定。

※郵送の場合、封筒表面に「那珂川市療育事業等業務委託企画関係書類在中」と記載すること。なお、郵送で書類を提出し、不備がある場合は本プロポーザルに参加できない可能性があるため注意すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式 3）
- ② 業務委託料見積書（様式 4）
- ③ 見積明細書（様式 5）
- ④ 事業責任者及び担当者名簿（任意様式）

イ 提出部数

各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

ウ 提出期限

令和 6 年 11 月 28 日（木）17 時まで

エ 提出方法

直接持参（平日の 8 時 30 分から 17 時まで）または郵送（書留扱い、提出期限内必着）

※持参の場合は、予約のため子育て支援課まで電話連絡すること。確認のための所要時間は 30 分程度を予定。

※郵送の場合、封筒表面に「那珂川市療育事業等業務委託企画関係書類在中」と記載すること。なお、郵送で書類を提出し、不備がある場合は本プロポーザルに参加できない可能性があるため注意すること。

6 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書等の作成

①企画提案書は様式 3 を用いること。A4 縦版で片面印刷し、用紙の左横をホチキスで 2 カ所綴じること。令和 7 年度から令和 11 年度までを対象とし、下表の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

②企画提案書は、企業名や製品名など事業者が特定できる名称を全て伏せて作成すること。

(2) 企画提案書に記載する事項内容

No	項目	記載すべき事項
1	療育実績および療育に対する考え方	療育事業の実績および療育に対する考え方について記述すること。
2	本事業に対する取り組み	本事業の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め、主要なポイントを記述すること。 ●基本的な考え方、方針（那珂川市の特徴を捉えて提示） ●本事業において課題と考える事項とその解決策
3	本事業の実施方法	本事業について、以下の項目を定め、具体的実施方法を記述すること。 ●相談事業 ●療育事業

		<ul style="list-style-type: none"> ●地域支援事業 ●啓発事業 ●専門医診察事業 ※各事業の考え方、必須項目については仕様書を参照。
4	本事業の人員体制	本事業の実施における人員体制について記述すること。 ※上記各事業に対する、専門士等の具体的役割を示すこと。
5	その他、特記すべき事項	その他、特記すべき事項があれば記述すること。

(3) 「業務委託料見積書（様式4）」及び「見積明細書（様式5）」の作成

- ①提案金額の算出に当たっては、「見積明細書（様式5）」の項目により各年度の所要額を積算し、「業務委託料見積書（様式4）」にはその総額を記載すること。
- ②車両1台分の車両本体リース料、任意保険料、点検・車検料、燃料費を車両費として計上すること。
- ③企画提案書での提案内容は、その費用を全て見積り金額に含めること。

7 現場確認

現場確認を希望する場合は、療育センターにおいて次のとおり行う。

- (1) 申込期限：令和6年10月29日（火）17時まで
- (2) 申込方法：現場確認申込書（様式6）をFAXまたは電子メールで子育て支援課へ提出すること。電子メールの場合、メールタイトルを「那珂川市療育事業等業務委託現場確認申込書」とすること。また、FAXまたは電子メールにより提出した後、電話で受信の確認を行うこと。
- (3) 確認日時：令和6年10月23日（水）から31日（木）までに、現場確認申込者の希望に応じて対応。
 ※日時等は先着順のため、第1希望の日時とは限らない。
 ※所要時間は30分を予定。
- (4) 確認場所：那珂川市療育センター
 ※現場確認を行ってなくても本プロポーザルへの参加は可能。
- (5) 参加人数：現地確認できる人数は、1提案者あたり2名までとする。
- (6) 質 疑：現地確認時における質疑は原則として受け付けない。質疑が生じた際は、「8 質問受付」のとおり質問受付期間を別途設けているので、質問書（様式7）にて行うこと。

8 質問受付

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、別紙「那珂川市療育事業等業務仕様書」に記載している内容に対する質問を行うことができる。

なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の質問書（様式7）を用いない質問、次に定める受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

- (1) 受付期限：令和6年11月6日（水）17時まで
- (2) 提出方法：質問書（様式7）をFAXまたは電子メールで子育て支援課へ提出すること。電子メールの場合、メールタイトルを「那珂川市療育事業等業務委託質問書」とす

ること。また、FAXまたは電子メールにより提出した後、電話で受信の確認を行うこと。

(3) 回答方法：令和6年11月8日（金）に本市ホームページにて公表する予定。

9 審査

審査は、那珂川市療育事業等業務委託事業者選定委員会にて行い、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。

評価は、一次審査及び二次審査の2段階で行い、一次審査の上位4者に対して二次審査を行う。

ただし、参加申込者が5者に満たない場合は、参加申込者すべてを対象に二次審査を行う（参加申込者が1者の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする）。

(1) 一次審査（書類審査）※参加申込者が5者以上の場合のみ実施。

提出された企画提案書及びその他提出書類について事前書類審査を行い、二次審査対象者として4者を選定する。審査結果は、令和6年12月5日（木）に文書で通知する予定。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、那珂川市療育事業等業務委託事業者選定委員会が評価項目ごとに点数を算出する。選定委員全員の合計点をその者の評価点（得点）とする。

ア プレゼンテーションの実施方法

- ・プレゼンテーションは、原則管理責任者及び業務責任者とし、3名以内までとする。
- ・1者の持ち時間は、プレゼンテーションに20分以内、質疑応答に15分以内の計35分以内とする。業務提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。なお、追加の資料は一切認めない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- ・準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは5分間とする。質疑応答が終わったら、速やかに片付けを行うこと。
- ・パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは本市で用意するが、パソコンやパソコンとプロジェクター間のケーブル等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

イ 審査予定日時及び会場

予定日時：令和6年12月19日（木）本市が指定した45分間

予定会場：那珂川市勤労青少年ホーム2階第1、第2会議室

※日時及び会場については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

(3) 評価基準

評価項目等は次のとおりとし、各項目の審査は5段階評価で行う。

No.	項目	評価の視点
1	療育実績および療育に対する考え方	参加事業者の療育事業の実績が経験豊富であるか。また、療育に対する考え方が明瞭で、療育への熱意を感じるものであるか。
2	本事業に対する取り組み	本事業に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、本市の特徴を捉えて提示されているか。また、課題とその解決策が示されているか。

3	本事業の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児等の保護者等からの相談に対する対応等、相談の流れが明瞭で、具体的・効率的な内容の提案となっているか。 ・個別療育および集団療育に関する内容が質的・量的に仕様書以上の提案がされており、実行可能なものであるか。 ・地域支援事業（定期巡回相談、コンサルテーション、市役所等連携業務）に関する内容が質的・量的に仕様書以上の提案がされており、実行可能なものであるか。 ・乳幼児等の心身の発達を促進する学習会等を年2回以上行う提案がなされており、その内容が充実したものであるか。 また、保護者同士の交流を促進する事業、小学校入学に際しての情報提供の内容が充分であるか。 ・専門医による定期的な診察、関係医療機関への紹介、療育指導員への助言が質的・量的に充分であるか。
4	本事業の人員体制	本事業で必須としている専門士等が確実に提案されているか。また、上記各事業に対する専門士等の具体的な役割が明確に示されているか。
5	価格評価	提案内容に対して適正な見積価格であるか。
6	プレゼンテーション	提案内容の説明が簡潔かつ明瞭になされているか。

(4) 受託候補者の選定

- ・プレゼンテーション審査の最高得点者を受託候補者として選定する。
- ・最高得点となる者が2人以上あるときは、審査員の合議により受託候補者を選定する。
- ・上位の者が辞退または失格となった場合は、得点が高い者から順に受託候補者とする。

(5) 選考結果通知（予定）

選考結果は、各事業者宛てに、令和6年12月27日（金）に発送する。

10 参加の辞退

参加申請書兼誓約書を提出した者が本プロポーザルを辞退する場合は、電話連絡を行い、直ちに参加辞退書（様式8）を持参又は郵送にて提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

11 失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- (1) 提出された業務委託料見積書（様式4）の見積額が、本市が示す見積上限額を超過している場合
- (2) 提出方法及び提出期限を守らない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 談合等の独占禁止法違反、あっせん利得処罰法違反、入札談合等関与防止法違反など、法令に違反する公正な審査を阻害する不正行為があった場合
- (5) 参加申請書兼誓約書（様式1）を提出してから受託候補者を選定するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合

(6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない（提出期限内の場合を除く）。また、理由の如何を問わず、提出された書類は返却しない。
- (3) 参加申込者が1者の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする。
- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、不服を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルで知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (7) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確認するものではない。

1 3 書類の提出先および問い合わせ先

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援担当 篠原・南

電 話：092-953-2211（内線 153）

F A X：092-953-2312

メール：kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp